破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２２６号
函館市神山３丁目25番２号
債務者　杉本浩太郎
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２５１号
北海道北斗市押上262番地の２
債務者　斎藤　克惠
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２５２号
函館市昭和３丁目４番14号　サンスィート昭和１　203号
債務者　井上　道美
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２５６号
函館市日吉町３丁目17番５号
債務者　吉田麻智子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２５７号
函館市日吉町３丁目17番５号
債務者　佐久間智香子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３０４号
愛知県みよし市三好丘桜１丁目８番地４　ウィズ三好ケ丘205号
債務者　小瀬　輝弥
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３２５号
愛知県みよし市三好丘旭５丁目２番地１　県営三好丘旭住宅617号
債務者　ダ　シルバ　チャリストン　鈴木こと　ＤＡ　ＳＩＬＶＡ　ＣＨＡＲＬＩＳＴＯＮ　ＳＵＺＵＫＩ
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２８２号
相模原市南区大野台１丁目17番19号　アプリコットⅠ―101
債務者　主計　広樹（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３６１号
相模原市南区当麻1112番地３　カーム内田５―102
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３６２号
相模原市南区相武台３丁目４番16号　メゾンＭ＆Ｙ103
債務者　山村　　諒
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３６７号
相模原市緑区向原３丁目15番地９　ミストグラスＫ101
債務者　竹内　哲也
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３８１号
相模原市南区東林間３丁目５番３―308号
債務者　井上　信一
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１４２号
愛知県豊橋市前田南町２丁目18番地６(210)、申立時の住所愛知県豊橋市東田町字井原７番地の１
債務者　藤澤　芳正
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３８４６号
大阪府東大阪市花園本町２丁目８番34号
債務者　笈田　加代
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９８２号
大阪府高槻市牧田町６番35―406号
債務者　仮屋園美加恵（旧姓中）
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０８０号
大阪市平野区加美北５丁目９番１―709号
債務者　服部　真也
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部